

(企画財政部長 野沢久人君登壇)

○企画財政部長(野沢久人君) 御指名をいただきましたので、議案第五十七号、東京都市収益事業組合規約の一部改正について、提案理由並びにその内容について説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法の一部改正に伴いまして東京都市収益事業組合規約を地方自治法第二百八十六条第一項の規定によりまして一部改正をするものでございます。内容につきましては、規約第十条第六項中、監査委員の選任についての表現を「知識経験を有する者」から「識見を有する者」に改めようとするものでございます。

なお、附則といたしましてこの規約は東京都知事の許可のあった日から施行しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(赤星行人君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十七号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十七号は、原案のとおり可決されました。

○議長(赤星行人君) 日程第十二、議案第五十八号、平成四年度福生市一般会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 野沢久人君登壇)

○企画財政部長(野沢久人君) 御指名をいただきましたので、議案第五十八号、平成四年度福生市一般会計補正予算(第一号)につきまして、提案理由並びにその内容について説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入では国庫支出金におきまして、公立小・中学校大規模改造費用の補助金の見直しに伴う補助金の減額と、市債の追加及び老人保健医療特別会計の精算によります繰り入れでございます。歳出ではプライバシー保護を図るため講座振替通知書等にシールを張るための自動貼付機借上料や家庭菜園の整備工事費等を追加、計上させていただきたいと存じます。

それでは、予算書に基づきまして内容の説明をさせていただきます。予算書の一ページを開きいただきたいと思ひます。まず、総則でございますが、第一条で既決予算額に三千九百四十七万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ二百億一千七百三十四万七千円と定めようとするものでございます。

第二条の地方債の振り替えにつきましては、第二表地方債補正により御説明を申し上げます。

次に三ページを開きください。歳入につきまして説明を申し上げます。第十一款国庫支出金におきまして六千六百六十六万円の減額でございますが、これは今年度から公立小・中学校大規模改造工事の補助制度の見直しによりまして、予定をしております第二小学校及び第五小学校の内装改良事業費の補助額を減額するものでございます。

次に、第十五款の繰入金一千二百二十万七千円の追加は特別会計繰入金で、老人保健医療特別会計への平成三年度分決算によります精算繰入金でございます。

次に、十八款の市債九千四百五十万円の追加でございますが、さきに申し述べました大規模改造工事の補助金の減額によります第五小学校の内装改良事業費を市債により措置しようとするものでございます。

以上が歳入でございます。合計いたしますと補正額は三千九百四十七万円で、歳入総額は二百億一千七百三十四万七千円となります。

次に、歳出につきまして説明申し上げます。第二款の総務費におきまして百四十八万一千円の追加でござ

ございますが、これは現在、講座振替通知書、督促状、催告状等をはがきで送っておりますが、金額等が表示されておりますので、これにシールを張りつけるための自動貼付機の借上料、シール印刷代で、準備のできたところから実施したいと存じております。

次に、六款の農林水産業費百万円の追加でございますが、このほど加美地区に家庭菜園の用地を借り上げられることになり、これに伴いまして整備工事を行うものでございます。

次に、十三款の予備費三千六百五十六万六千円の追加は、歳入歳出の財源調整によるものでございます。以上が今回の歳出補正予算の内容でございます。補正額は三千九百四十七万七千円で、歳出予算総額は二百億一千七百三十四万七千円と相なる次第でございます。

次に、五ページをお開きいただきたいと存じます。第二表の地方債補正でございます。起債九千四百五十万円を追加し、限度額を八億二千七百万円にしようとするものでございます。これは当初予定しておりました補助対象事業の見直しに伴いまして、起債により措置するものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては補正前と同様でございます。以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十八号は、総務及び建設委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十八号は、総務及び建設委員会に付託する

ことに決定いたしました。

~~~~~

○議長（赤星行人君） 日程第十三、議案第五十九号、平成四年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第五十九号、平成四年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成三年度分の精算によりそれぞれ交付金、負担金、償還金等を精算し、一般会計からの繰入金を繰戻そうとするものでございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。恐れ入りますが二ページをお開き願いたいと思います。まず、総則でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千九百二十九万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ十九億四千三百三十五万三千円と定めようとするものでございます。

次に、二三ページをお開きいただきたいと思ひます。第一表歳入歳出予算補正につきまして御説明申し上げます。初めに歳入でございますが、支払基金交付金二十二万八千円の追加補正は医療費交付金精算分の一千円減額と、審査支払手数料交付金精算分の二十二万九千円を相殺したものでございます。次に、国庫支出金、都支出金のそれぞれ一千円の減額でございますが、医療費負担金の精算によるものでございます。次の繰越金一千八百八十三万三千円につきましては前年度繰越金でございます。

以上、歳入の補正額は一千九百二十九万九千円で、総額は十九億四千三百三十五万三千円と相なる次第でございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。諸支出金の七百八十二万二千円の追加補正でございますが、これは国庫支出金精算返還金五百五十八万九千円、都支出精算返還金三十六万四千円及び支払基金精算返還金百八十六万九千円、そして他会計への繰出金といたしまして一般会計繰出金一千二百二十万七千円

を計上させていただきました。

以上、歳出の補正額は一千九百二万九千円とし、総額十九億四千三百三十五万三千円と相なる次第でございます。

以上、大変複雑な説明でございますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十二番（原 敏子君） 数字的なところを教えてください。まず四点ばかり。まず一点、基本的な問題ですが、対象人員。それと医療費の総額ですね。それと患者負担の医療費額。それと受診率。

○市民部長（岩崎好亮君） 対象人員でございますが三万三千六百六十三人、これは一月を一人と考えますから、一人いますと十二ヵ月ということ御理解をいただきたいと思ひます。

次に、総額でございますが、十六億五千四百六十一万九千七百七十七円ということになるかと思ひます。それから、受診率でございますが、一五五％でございます。

医療費の総医療費でございますが、十七億一千四百六十六万二千六百六十三円という数字が出ております。以上です。

○十二番（原 敏子君） 医療費の総額が十七億円ですか。それと患者負担の総額は、ちょっと数字が同じになってくるから、違うでしょ。

○市民部長（岩崎好亮君） 患者負担の総額は五千九百九十八万一千円ほどでございます。

○十二番（原 敏子君） そうすると訂正しなければいけないでしょう。十六億円と十七億円の二つ出てきたけれども、これは何ですか。

○議長（赤星行人君） 暫時休憩いたします。

午前十一時二十分 休憩

~~~~~

午前十一時二十二分 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民部長（岩崎好亮君） 医療費の総額は先ほど十六億七千二百一万と言いましたが、それは支弁予定額でございます。医療費の総額は十七億一千四百六十六万円ほどです。

それから、一部負担金の総金額は五千九百九十八万一千円でございます。以上です。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十八号は、厚生委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案五十九号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（赤星行人君） 日程第十四、議案第六十号、福生市立福生第二小学校内装改良工事（建築）請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第六十号、福生市立福生第二小学校内装改良工事（建築）請負契約につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

本件は教育環境の充実、向上を図るため教育施設の整備の一環といたしまして福生市立福生第二小学校内装改良工事を施工しようとするものでございまして、その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得、または処分に関する条例第二条の規定に基づきまして議会の御同意を得るべく御提案申し上げます。

それでは、本工事の概要につきまして説明を申し上げます。本工事は校舎の内装改良工事といたしまして普通教室二十四教室、管理諸室五室の天井の張り替え、壁の張り替え塗装、床の塗装、黒板、家具、照明器具の取り替えを、また廊下、昇降口部分の天井の張り替え、壁の張り替え塗装、照明器具の改良等を実施しようとするもので、その延床面積は二千八百二平方メートルでございます。

次に、契約関係でございますが、本議案に記載してございますように、契約の目的が福生市立福生第二小学校内装改良工事（建築）で、契約の方法といたしましては指名競争入札による契約でございます。契約の金額は一億六千三百七十七万円でございまして、この金額は消費税四百七十七万円が含まれたものでございます。本件の入札経過につきましては裏面に添付してございます資料のとおりでございますので、御参考に供していただきたいと思います。次に、工期でございますが、契約の確定の日から平成四年九月三十日までとなっております。契約の相手方は東京都青梅市長淵七丁目三一八番地、岩浪建設株式会社代表取締役岩浪勝二でございます。

なお、本工事の施工管理につきましては、本工事の実施設計を委託いたしました株式会社古賀建築事務所と委託契約をいたす予定でございます。また、本件に対します関連工事といたしまして別途に分離発注しておりますが、電気工事につきましては青梅市末広町一丁目六番七号株式会社荒井電業社と四千三十七万六千円で契約の予定をいたしております。

そのほか今後の問題でございますが、防音機能復旧工事、いわゆる木製建具をアルミ建具に取り替える工事の施工でございますが、現在、防衛施設庁と協議中でございますので、決定次第発注し、契約同意のお願いを申し上げてまいりたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、まことに雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案のとおり御同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） 二つほど。一つは九月三十日までの工期という形になっていまして、かなり大規

模にわたるわけですが、子供の現実的な授業、授業をしている、そういうもののとの関係では、そういうものについての支障というか、そういうものは特にないと考えてよろしいのかどうか、その辺一つ。

それから、こうした業者を指名するわけですが、こういう建設関係でいえば資本金が五千万円の会社と、一方でいえば竹中工務店の五百億円と一千倍も違うような資本金の業者が同様に指名という形にされているわけですが、こういう業界では一千倍も資本金が違ってても実際に仕事ということについては全く同じと考えていいのだというふうになるのだと思うのです。そういうことなんですが、従来もこのぐらいのことはやっていたのかどうか、その辺をちょっと。

○学校教育部長（矢崎茂夫君） まず一点目の授業への支障の関係でございますけれども、これにつきましては夏休み中に行うという予定で、ほぼ八月いっぱいまでには終わらせるという予定でございます。しかしながら若干、授業には影響ございませんが、その他棚であるとか、そういった面につきまして、音のしないような部分、これにつきましては若干九月に入るといふことになるかも知れませんが、基本的には八月いっぱいまで終わらせていこうというふうな考えでございます。よろしくお願いしたいと思います。

○企画財政部長（野沢久人君） 業者の格差という御質問でございますけれども、結局ひとつの工事を技術的にやる業者ということを選んでまいりますので、そういう意味でいえば一定の枠以上であれば全部できると、こんな形になってしまいますので、よろしくお願い申し上げます。

○十一番（松山 清君） いずれにしても、かなり大規模にわたる工事になるわけですが、とにかく子供の授業の支障にならないように、万全の配慮をしてやっていただきたいということだけ要望しておきます。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十号は原案のとおり同意されました。

○議長（赤星行人君） 日程第十五、議案第六十一号、福生市立福生第五小学校内装改良工事（建築）請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第六十一号、福生市立福生第五小学校内装改良工事（建築）請負契約につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

本件は教育環境の充実、向上を図るため教育施設の整備の一環といたしまして福生市立福生第五小学校内装改良工事を施工しようとするものでございまして、その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得、または処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の御同意を得るべく提案申し上げたものでございます。

それでは、本工事の概要につきまして説明を申し上げます。本工事は校舎の内装改良工事といたしまして普通教室十五教室、特別教室二教室、管理諸室五室の天井張り替え、壁の張り替え塗装、床の塗装、黒板、家具、照明器具の取り替え、また廊下、昇降口部分の天井張り替え、壁の張り替え塗装、照明器具の改良等を実施しようとするもので、その延床面積は二千八十八・六平方メートルでございます。

次に、契約関係でございますが、本議案に記載してありますように、契約の目的が福生市立福生第五小学校内装改良工事（建築）で、契約の方法といたしましては指名競争入札による契約でございます。契約の金額は一億三千八百八十四万円でございまして、この金額は消費税三百八十四万円が含まれたものでございます。本件の入札経過につきましては裏面に添付してございます資料のとおりでございますので、御参

考に供していただきたいと存じます。次に、工期でございますが、契約の確定の日から平成四年九月三十日までとなっております。契約の相手方は大阪府大阪市天王寺区東高津町一二番六号、株式会社浅沼組代表取締役浅沼禎夫でございます。

なお、本工事の施工管理につきましては、本工事の実施設計を委託いたしました株式会社多摩建築設計事務所と委託契約をいたす予定でございます。また、本件に対します関連工事としまして別途に分離発注しております電気工事につきましては、福生市大字熊川一〇六八番地官崎電気株式会社と二千五百二十八万六千五百円で契約を予定いたしております。

そのほか今後の問題でございますが、防音機能復旧工事、いわゆる木製建具をアルミ建具に取り替える工事の施工でございますが、現在、防衛施設庁とこれも協議中でございますので、決定次第発注し、契約同意のお願いを申し上げますと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、まことに雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案のとおり御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十四番（小野沢 久君） もとの本体工事はどこがやっているのかな、五小と二小、両方ですけれども、新築のときの業者。

○議長（赤星行人君） 暫時休憩いたします。

午前十一時四十分 休憩

午前十一時四十一分 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校教育部長（矢崎茂夫君） 第二小学校は岩浪建設株式会社でございます。第五小学校は株式会社浅沼組でございます。いずれも同じ業者でございます。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十一号について採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十一号は、原案のとおり同意されました。

○議長（赤星行人君） 日程第十六、議案第六十二号、福生市表彰条例に基づく自治功労表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 浅見裕康君登壇）

○助役（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第六十二号 福生市表彰条例に基づきます自治功労表彰につきまして説明申し上げます。

福生市大字福生二一三番地、木村和男氏は昭和五十年六月十六日から平成三年六月十五日までの四期十六年にわたり福生市教育委員会委員として福生市の発展に貢献をされました。その御功績に対しまして福生市表彰条例第三条第一項第三号の該当者としていたしまして自治功労表彰をいたすため、議会の御議決をいただきたいので提案を申し上げた次第でございます。

慎重御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。  
これより議案第六十二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十二号は、原案のとおり同意されました。

○議長（赤星行人君） 日程第十七、議案第六十三号、福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 浅見裕康君登壇）

○助役（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第六十三号、福生市表彰条例に基づく一般表彰につきまして説明申し上げます。

本案は、福生市選挙管理委員会委員及び社会福祉協力員として多年にわたり市の行政に貢献されました福生市大字福生一二一〇番地、故平原治作氏を福生市表彰条例第四条第一号の該当者としていたしまして表彰いたすべく表彰審査委員会にお諮りいたしましたので、その御答申をいただきましたので、一般表彰いたすため議会の御議決をいただきました提案申し上げます。

慎重御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十三号は、原案のとおり同意されました。

○議長(赤星行人君) 日程第十八、議案第六十四号、福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 浅見裕康君登壇)

○助役(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第六十四号、福生市表彰条例に基づく一般表彰につきまして説明申し上げます。

本案は、学校医として二十五年の多年にわたりまして市の行政に貢献されました福生市本町七八番地、今里勉氏を福生市表彰条例第四条第一号の該当者として表彰いたすべく表彰審査委員会にお諮りいたしましたので、その御答申をいただきましたので、一般表彰いたすため議会の御議決をいただきました提案申し上げた次第でございます。

慎重御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長(赤星行人君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十四号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十四号は、原案のとおり同意されました。

○議長(赤星行人君) 日程第十九、議案第六十五号、福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 浅見裕康君登壇)

○助役(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第六十五号、福生市表彰条例に基づく一般表彰につきまして説明申し上げます。

本案は、予防接種医として多年にわたり市の行政に貢献されました福生市大字福生一〇〇五番地、故池田聖氏を福生市表彰条例第四条第一号の該当者として表彰いたすべく表彰審査委員会にお諮りし、その答申をいただきましたので、一般表彰いたすため議会の御議決をいただきました提案申し上げた次第でございます。

慎重御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長(赤星行人君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十五号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって議案第六十五号は、原案のとおり同意されました。

○議長（赤星行人君） 日程第二十、議案第六十六号、福生市表彰条例に基づく一般表彰について、日程第二十一、議案第六十七号、福生市表彰条例に基づく一般表彰についての二案を一括して議題といたします。

本二案について提案理由の説明を求めます。

（助役 浅見裕康君登壇）

○助役（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第六十六号及び議案第六十七号の福生市表彰条例に基づく一般表彰についての二議案を一括して説明申し上げます。

本二案は、いずれも消防団員といたしまして平成四年三月三十一日の退団に至るまで多年にわたり消防行政に貢献された方々でございまして、御両名とも実質十四年の在職期間でございしますが、表彰条例施行規則第三条第一項第三号の規定によりまして正副分団長の在職期間一年につき十分の三を加算し、その在職期間が十五年二月と相なる方々でございします。

まず、議案第六十六号では福生市大字熊川三〇番地、野島茂男氏を、次に、議案第六十七号では福生市大字熊川六九五番地、林賢治氏を福生市表彰条例第四条第一号の該当者といたしまして表彰審査委員会にお諮りし、その御答申をいただきましたので、一般表彰いたすため議会の御議決をいただきました提案を申し上げます。

以上、二議案に対しまして慎重御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本二案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十六号及び議案第六十七号の二案について採決いたします。

本二案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十六号及び議案第六十七号の二案は、原案のとおり同意されました。

○議長（赤星行人君） 日程第二十二、議案第六十八号、市道路線の認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 佐藤喜一郎君登壇）

○建設部長（佐藤喜一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第六十八号、市道路線の認定について御説明申し上げます。

今回お諮りするのは市道三一六号線でございます。この路線はみずくらいど公園の西側に位置し、JR青梅線とJR五日市線に挟まれた幅員五メートル、延長四十四・五メートルの道路であります。このたび私道の寄附がありましたので、道路法第八条の規定により認定しようとするものであります。起点を大字熊川五二八の七番地先に、終点を大字熊川五二八の二番地先にと定めるものであります。

以上、大変雑駁な説明であります。慎重御審議の上、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第六十八号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十八号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第二十三、陳情第四十七号、西多摩交通圏を個人タクシー認可地域とすることの陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で意見を終わります。

陳情第四十七号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

○議長（赤星行人君） 日程第二十四、陳情第四十八号、保育時間の延長を求める陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で意見を終わります。

陳情第四十八号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり厚生委員会に付託いたします。

○議長（赤星行人君） 日程第二十五、陳情第四十九号、納税者の権利憲章の制定を求める陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で意見を終わります。

陳情第四十九号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

○議長（赤星行人君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。  
お諮りいたします。

委員会審査のため、明十三日から二十三日まで十一日間、休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって明十三日から二十三日までの十一日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は六月二十四日午前十時から開きます。  
本日はこれをもって散会いたします。

午前十一時五十三分 散会

○議長（赤星行人君）「異議なし」と呼ぶ者あり  
定いたしました」

○議長（赤星行人君）「日程第二十五、陳情第四十七号、西多摩交通圏を個人タクシー認可地域とすること  
の陳情書を議題といたします」

本陳情書について御意見がございましたらお願いいたします。

○議長（赤星行人君）「以上で意見を終わります」

陳情第四十七号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

○議長（赤星行人君）「日程第二十六、陳情第四十八号、保育時間の延長を求める陳情書を議題といたします」

平議十一、第五十三号、増金

本陳情書は、おいて御座います。お読みいたします。

○議長（赤星行人君）「本陳情書は、お読みいたします」

○議長（赤星行人君）「本陳情書は、お読みいたします」

○議長（赤星行人君）「本陳情書は、お読みいたします」

○議長（赤星行人君）「本陳情書は、お読みいたします」

○議長（赤星行人君）「本陳情書は、お読みいたします」

○議長（赤星行人君）「本陳情書は、お読みいたします」

○議長（赤星行人君）「本陳情書は、お読みいたします」

○議長（赤星行人君）「本陳情書は、お読みいたします」

# 第四日目（六月二十四日）